

貸款 約 渡 貸

2025年10月1日改定

第 1 章 総 則

第1条（約款の適用）

2 当社は、この約款及び第42条に基づくこの約款の細則（以下「あわせてこの約款等」といいます。）の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタルカー」といいます。）を借受人に貸渡するものと、借受人は約款等と理解し承諾したうえでこの借り受けるものとします。借受人は、第8条第3項により、借受人と異なる運転者を指定した場合は、その運転者によるこの約款等の運転者に係る部分を周知し、適宜させるものとします。なお、この約款等に定めのない事項については、法令または一般の慣習によるものとします。

3 当社は、約款等の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約がこの約款に優先するものとします。

第2章 予 約

第2条（予約の申込

借入人は、レントリーを借り手に当たって、この約款第1条に定める料金を同意のうえ、別に定める方法により、予め、車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者及びチャイルドシート等の貸受商品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。

当社は、借入人が予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレントリー及び第35条第1項の規定に基づく代理貸借を行う場合（同項の規定による代理貸借を受けた車両を代車として貸し渡す場合を含みます。）を含めた範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借入人は、当社が特に認める条件を除き、別に定める予約申込金支払うものとします。

第3条（予約の変更）

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条（予約の取消
供託人は

[illegible]

第5条（代替レンタ

借主は、借受人が予約のあった車種クラス、付属品、喫煙可否、禁煙車の別、その他の仕様等の条件（以下「条件」といいます。）のレンタカーを貸し渡すことができないときは、借受人に予約と異なる条件のレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申しこんで、これを承諾するものとし、

借受人が前項の申しこんで承諾したときは、当社は予約の借受条件のうち、満たさなかった条件以外は、予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。ただし、代替レンタカーの貸渡料金が予約のあった車種クラスの貸渡料より高くならないときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、

借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申しこんでを拒絶し、予約を取消することができるものとします。

前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責めに帰すべき事由によるときには第4条第4項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。

第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責めに帰さない事由によるときには第4条第5項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

第6条 (免 責)

当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとし、

第7条（予約業務の
借受人は、

2 代理業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代理業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができるものとします。

2. 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができますものとします。

第3章 貸 渡 し

第8条 (貸渡契約の
供託人は第

(注) 貸渡契約を締結した場合は、借入者は当該第11条第1項に定める食料料金を支払うものとします。

(注1) 監督官庁の基本通達(注1)に基づき、貸渡債権（貸渡契約）及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免状証(注2)の番号を記載し又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、借入者は監督官庁へ「運転者情報登録カード」を作成して提出することとしますが、自己が運転できるものについては、監督官庁より提示された書類に求められている事項以外を記入し、借入者が求めているものをその上から提出するとともに、借入者と運転免許異なること、運転免許の有効期限が満了であることを示す旨の申告を行うものとします。(注2) 監督官庁の基本通達(注1)は、国土交通省自動車部局長通達「レンタカーに関する基本通達」(自民発 138号平成9年6月13日)の2.(10)及び(11)のことをいいます。

(注2) 監督官庁による道路法附則第92条に基づく自動車の運転免許申請のうち、道路交差点施行規則第19条別記様式第14の式の運転免許証、又(10)及第95条の2第4項の免許情報記録個人番号カードをいいます。また、道路法の改正により、免許情報記録個人番号カードを提示された場合には、その者の特定役務関係が確認できないときは貸渡しをお断りします。

当社は、貸渡契約の締結にあたり、借入者が自ら運転可能なことを証明するために必要な書類の提出を受け、及び提出された書類の写しをとることがあります。

当社は、貸渡契約の締結にあたり、借入者が自ら運転可能なことを証明するために必要な書類の提出を受け、及び提出された書類の写しをとることがあります。

当社は、借入者が運転免許を所持していない場合、又はその他の交付方法を指定する場合、予約を取り消すことができるものとします。なお、この場合の予約申込金等の扱いについては、第4

第9条（貸渡契約の

貸渡契約の締結を拒絶する場合は、借受人は、貸渡契約の各号のいずれかに該当しないものとします。

(1) 貸し渡すに際して、運転に必要な運転免許証の提示をせず、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。

(2) 酒気を帯びていると認められるとき。

(3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等呈しているときと認められるとき。

(4) サイキックリフト等の同乗者同様に運転することができないと認められるとき。

(5) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織の組織に属している者であると認められるとき。

借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶するものとします。

(1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なるとき。

(2) 過去の事故において、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。

(3) 過去において、第18条第6項に掲げる行為があったとき。

(4) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。）において、第19条第6項又は第24条第1項に掲げる行為があったとき。

(5) 過去の事故において、貸渡料款又は保険除款返還により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。

(6) 当社と事故取引に關し、当社の従業員その他の関係者により暴力行為若しくは言語を使用したとき、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。

(7) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は業務を妨害したとき。

(8) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は業務を妨害したとき。

その他、当社が適当であると認めたとき。

前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人から予約取消手数料の支払いを受けていたときは、受領済みの予約申込金を借受人に返還する。

第10条 (貸渡契約の)

貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引渡したときに成立するものとします。この場合には、予約申込金又は代行業者において発行したクーポン券相当額は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

第11条 (貸渡料金)

貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。

(1) 基本料金	(2) 特別整備料	(3) 乗搭料金
(4) 燃料代又は充電代	(5) 配車引取料	(6) 免許補償料
(7) その他の料金		

基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長（兵庫県においては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県においては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第14条第1項においても同じとします。）に届け出て実施している料金によるものとします。

第3条による予約を、以後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い方の貸渡料金によるものとします。

第12条（借受条件の

借付金は、貸付金と同一の条件で返済するものとする。第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。

2 旧 又 入 は、
当 社 は、

この借入金は、貸渡料金を支払うものとし、貸渡期間中に、貸渡料金を支払うものとします。

第 13 条 (点検整備及

当社は、道路運送車両法第8条（定期点検整備）の規定に基づき、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡するものとします。また、前項の点検整備は、必要に応じて同様の点検及び整備が完了した車両と同等の品質及び性能を有する当該レンタカー等（以下「代替車」といいます。）に定める点検をし、必要な整備を実施できるものとする。ただし、代理貸渡の場合で既に代替車を保有している場合は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定めた点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことを確認することにより、当該代替車を前項の点検に代用し、必要な整備を実施するものとします。

前項の確認については、①レンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。
②前項の点検及び整備の結果、前項の代替車が、借受人又は運転者がその責任において適正に装着するものとします。

（貸渡物の引渡し）
当社は、レンタカーを貸渡するときは、地方運輸局運輸支局長が定めるところを記載した所定の貸渡証を背面（電子メール等の電磁的方法を含みます。）により借受人に交付するものとします。借受人又は運転者は、貸渡物の引渡しを受けてから当社へ返還するまでの間（以下、「使用中」といいます。）、前項により交付を受けた貸渡証を携行（電磁的記録による携行を含みます。）しなければなりません。借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第4章 使 用

第15条 (管理責任な

借受人又は運転者は、レンタカーの使用上、善良な管理者の注意義務をもつてレンタカーを使用し、保管するものとし、借受人又は運転者が使用中に高速道路の場合、有料駐車場等、その他の有料サービスを利用したときは、借受人又は運転者はその利用料金等を自らの責任において、その有料サービスを提供する者に支払うものとし、

当社は前項の有料サービスを提供する者から、利用料金等の未払いなどを理由にレンタカーの自動車登録番号と日時を特定して、その時の借受人の個人情報の開示請求を受けた場合、当社が借受人の個人情報をその

第 16 条 (日堂占検)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第 17 条 (電氣自動車)

受入人は、レッカーが電気自動車の場合、当該電気自動車（以下「電気自動車」といいます。）及び電気自動車の充電器（以下「充電器」といいます。）の利用に関して、別途当社が定めるマニュアル及び以下の各号の事項を遵守し、利用することと同意します。

(1) 電気自動車又は充電器等の不適切な取扱いにより、電気自動車又は充電器等を破損・紛失・汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。

(2) 電気自動車又は充電器等の不適切な取扱いにより不注意に生じた事故について、当社は一切の責任を負わないものとする。

(3) 電気自動車の特性として運転の仕方、走行状況、エアコン・ディスプレイ・オーディオの使用状況等により、走行可能距離は大きく変動することを了承し、早めの充電を心がけること。なお、当社に設置された充電器以外で充電する場合は、借受人の負担とし、当該充電に関する手続きは借受人と当該充電施設設置業者との間で行うものであること。

(4) 利用中に発生した移動できない、レッカー移動や充電作業等が必要となった場合、その費用は借受人の負担とし、当社はいかなる責任も負わないものであること。ただし、充電切れ等が当社の故意又は重大な過失により発生した場合を除きます。

第 18 条 (禁止行為)

(1) 受入又はリースの申込み者又はその代理人は、本リース契約の目的に使用することとすることを、
(2) 本リース契約の目的に使用することとすることを、
(3) レンタカーの運転、走行、停車、駐車、保管、引取、引渡、引渡先、引渡先への搬送、
(4) レンタカーの運転、走行、停車、駐車、保管、引取、引渡、引渡先、引渡先への搬送、
(5) 当社の承諾を得ずに、レンタカーを第三者に譲渡、貸与、質入、寄託、委託、
(6) 当社の承諾を得ずに、レンタカーを第三者に譲渡、貸与、質入、寄託、委託、
(7) 当社の承諾を得ずに、レンタカーを第三者に譲渡、貸与、質入、寄託、委託、
(8) 当社の承諾を得ずに、レンタカーを第三者に譲渡、貸与、質入、寄託、委託、
(9) 当社の承諾を得ずに、レンタカーを第三者に譲渡、貸与、質入、寄託、委託、
(10) 当社の承諾を得ずに、レンタカーを第三者に譲渡、貸与、質入、寄託、委託、
(11) 当社の承諾を得ずに、レンタカーを第三者に譲渡、貸与、質入、寄託、委託、
(12) 当社の承諾を得ずに、レンタカーを第三者に譲渡、貸与、質入、寄託、委託、

第19条 (借受人又は借

[illegible]

(1) 放置違反

(2) 当社が別に定める駐車違反違約金（当社前掲の移動、保管、引取り等に要した費用）を、当社前掲の全利用客が指定する期日までに同項の規定する請求額の金額を支払わないときは、当社は借受人の氏名、生年月日、住所、運転免許番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全協システム」といいます。）及び当社の貸渡注意書リスト（以下「全協システム」と合わせて「全協システム等」といいます。）に登録する借受人のものとし、借受人はこれに同意するものとします。運転者が係る駐車違反に属する期間等と納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反処理手続きの当社の指示又は第3項に基づく自費申告に署名する旨を当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める反放置違反及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人から、当社が別に定める金額の駐車違約金（次項において「駐車違約金」といいます。）を申し受けることができるものとします。

(3) 当社が借受人から駐車違反及び第5項第3号に規定する費用の金額の全額を徴収したときは、当社は別に定める全協システム等に登録する等の措置をとらず、又は既に全協システム等に登録に基づき反放置を削除するものとします。

(4) 借受人が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後掲当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起したこと等により、反放置違反金納付命令が取り消され、当社が反放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、駐車違反金借受人に返還するものとし、第7項（第5項）に基づく当社が駐車違反金に申し受けた場合においても、同様とし、全協システム等に登録したデータを削除するものとします。

(5) 第5項の規定により、反則金を徴収されたこと等により反放置違反金納付命令が取り消され、又は第5項の規定により当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全協システム等に登録したデータを削除するものとします。

(裏面につづく)

第5章 返 還

第20条 (返還責任)
1 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで、に所定の返還場所において当社に返還するものとします。
2 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとします。
3 借受人又は運転者は、返還場所へレンタカーを返還する際に、返還期間内にレンタカーを返還することができない場合には、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責めを負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第21条 (返還時の確認等)
1 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所があること等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
2 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する際に、レンタカー内に残存している燃料又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。
3 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する際に、ガソリン・軽油等の燃料が未補充（満タンでない）の場合には、借受人は当社所定の方法により算出した燃料代を直ちに当社に支払うものとします。

第22条 (借受期間変更時の貸渡料)
1 借受人は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。
2 借受人は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。

第23条 (返還場所等)
1 借受人は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる返還のための費用を負担するものとします。
2 借受人は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。
3 返還場所の変更により必要となる返還のための費用×300%

第24条 (不返還になった場合の措置)
1 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認めるときは、刑事手続を行う等の法的手段をとるほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対し、不返還報告報告をするともに、全レジャーステム等に登録する等の措置をとるものと、借受人はこれに同意するものとします。
2 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するとともに、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への問い合わせやGPS機能の作動等を含む必要な措置をとるものとします。
3 第1項に該当することとなった場合、借受人は、第29条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

25条 (故障発見時の措置)
 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第26条 (事故発生による貸渡契約の終了)
 (1) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
 (2) 直ちに事故の状況を、当社に報告し、当社の指示に従うこと。また、事故又は当社の指定する工場で行うこと。
 (3) 事故に際し、相手方及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに必要な書類等を遅滞なく提出すること。
 (4) 事故に際し、相手方とは、前項の措置を講ずるに当たっては、自らの承諾し、かつ、当社の承認し、かつ、賠償責任の解決その他の必要な事項について合意するものとします。
 (5) 借受人又は運転者は、事故発生時または、前項の措置を確認するに当たっては、目的とする、前項の措置を講ずるに当たっては、衝突が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。

第27条 (盗難発生による貸渡契約の終了)
 (1) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
 (2) 直ちに最寄りの警察署に通報すること。
 (3) 直ちに被害状況を、当社に報告し、当社の指示に従うこと。また、事故又は当社の指定する工場で行うこと。

第28条 (使用不能による貸渡契約の終了)
 (1) 使用中において、故障、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由に該当する場合は、その限りでないものとします。
 (2) 故障等が発生した場合、借受人は、レンタカーが使用できなくなったことにより生じた損害を、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。
 (3) 故障等が発生した場合、借受人は、レンタカーが使用できなくなったことにより生じた損害を、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。
 (4) 故障等が発生した場合、借受人は、レンタカーが使用できなくなったことにより生じた損害を、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。
 (5) 故障等が発生した場合、借受人は、レンタカーが使用できなくなったことにより生じた損害を、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。
 (6) 故障等が発生した場合、借受人は、レンタカーが使用できなくなったことにより生じた損害を、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。

第7章 賠償及び補償

第29条 (賠償及び営業補償)
借受人は、借り受けたレンタカーの使用に關し、借受人又は運転者が当社のレンタカー（第35条第1項の規定に基づく代理貸渡を受けているレンタカーを含みます）に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人及び運転者の責めに帰するものとできない事由による場合を除きます。
前項により損害が生じたときは、盗難、火災、盗難、故障、レンタカーの汚損・臭気等により、当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については、料金表に定めるところ（ノンオペレーションチャージ）により損害を賠償し、営業補償をするものとします。
借受人又は運転者は、借り受けたレンタカー（第35条の規定に基づく代理貸渡を受けているレンタカーを含みます。）の使用に關し、借受人又は運転者の故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第30条 (保険及び補償)
借受人が前条第1項又は第3項の賠償責任を負うとき及び運転者が前条第3項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金を支払います。
(1) 対人補償：1名につき無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）
(2) 対物補償：1事故につき無制限（免責額5万円）
(3) 人身傷害補償：1名につき3,000万円まで
(4) 車両補償：1事故につき車両時価額（免責額5万円）
2 保険の内容及び補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
3 借受人又は運転者が故意又は重大な過失に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
4 借受人又は運転者が支払われる損害及び第1項の定めにより支払われる保険金又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害と指定された災害により滅失し、且損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等の損害については、借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者はその損害を賠償することとしないものとします。
5 前4号の定めにもかかわらず、当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
6 前4項第1項第3号及び第4号に定める賠償金又は補償金に相当する損害については、借受人の負担とします。ただし借受人があらかじめ当社に免責補償料を支払った場合は、この免責額に相当する損害の支払いが当社に負担されます。
7 警察及び当社営業所に届出のない事故、貸渡後に第9条各号に該当して発生した事故、第18条各号に該当して発生した事故及び借受期間を無断で延長しその期間に起こした事故にはこの補償は適用しないこととします。
8 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は、貸渡料金に含みます。

第 8 章 貸渡契約の解除

第31条 (貸渡契約の解除)
当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求するものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金から、貸渡しから解除までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

第32条 (中途解約)
借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める中途解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。ただし、当初契約した利用時間と実際の利用時間の差が24時間未満の場合、当社はこれを返還しないものとします。

2 借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当主に支払うものとします。
中途解約手数料＝[(貸渡契約期間に対応する基本料金)－(貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金)]×50%

第9章 個人情事

第33条 (個人情報の利用目的)
借受人又は運転者の個人情報取得し、利用する目的は次のとおりです。
(1) 借受人又は運転者の第80条第1項に規定する事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
(2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー及びこれらに関連したサービスの提供をするため。
(3) 貸渡契約の締結に際し、借り受け申込又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約の締結の可否についての審査を行うため。
(4) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車、その他の当該取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービスの提供、並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、メールの送信等のための連絡を行うため。
(5) 当該の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため。
(6) 個人情報等を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
第1項各号に定めがない目的で借受人又は運転者の個人情報取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第34条 (個人情報の登録及び利用の同意)
借受人又は運転者が当該する場合に、借受人の氏名、住所、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報 が全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及び加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの各会によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。
(1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて設置違反金の交付を命ぜられた場合
(2) 当社に対して第19条第1項に規定する駐車違反取扱い費用の全額の支払いがない場合
(3) 第24条第1項に規定する不適当であったと認められた場合
前項各号に該当する場合は、運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムに7年を超えない期間登録され、前項のレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されます。

第 10 章 雜 則

第35条(代理貸渡)
 当社は、第8条第1項の規定にかかわらず、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを借受人に貸し渡すことができるものとします。この場合、当社は次に掲げる事項を遵守するものとします。(この場合、代理貸渡をいいます。)
 (1) 事故・故障等があった場合には、当社の貸渡約款による方が当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するよりも、利用者にとって有利であるときは当社の貸渡約款を適用すること。
 (2) 貸渡証は第3項に規定のとおりそれぞれ別添の様式とすること。
 (3) 提供をしたレンタカー事業者の貸渡約款が書面(電子メール等の電磁的方法を含みます。)により添付されていること。
 2 代理貸渡をする場合には、前項(1)の場合を除き、当該レンタカーを提供したレンタカー事業者の貸渡約款を適用するものとします。
 3 代理貸渡を行う場合の基本通達に定める「貸渡証」は、当該レンタカーを提供した事業者の定める様式のものに由来し、又は当社が別に定める代理貸渡専用の様式の貸渡証によるものとします。
 4 代理貸渡による事故・故障等による損害賠償責任の取扱いに係る他のトラブルが発生したときは、当社は、自社保有のレンタカーを貸し渡した場合と同様に、車両提供事業者の行う修理等の手続きに協力するほか、借受人及び運転者の利便と確保その他の措置をとるものとします。

第36条(GPS機能)
 借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム(以下「GPS 機能」という)が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。
 (1) 貸渡契約の終了後、当該レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。
 (2) 第26条第1項に該当する場合、その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。
 (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービスの品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
 2 借受人及び運転者は、前項のGPS 機能に関する記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な範囲でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第37条(ドライバー)
 借受人及び運転者は、レンタカーにドライバーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。
 (1) 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
 (2) レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
 (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービスの品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
 2 借受人及び運転者は、前項のドライバーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な範囲でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第38条(相殺) この約款に基づく借受人に対する金銭債務があるときは、借受人の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第39条(消費税) 借人は、この約款に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含みます。)を当社に対して支払うものとします。

第40条(遅延損害金) 借受人及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第41条(準拠法等) 本約は日本法とします。

第42条(2) 邦文約款と外国語約款の間に相違があるときは、邦文約款を優先するものとします。

第43条(2) 当社は、この約款の細則に別定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

第44条(2) 借受人は、この約款等のうち、借受人の損害賠償責任及び営業補償責任の内容、当社の保険又は補償制度の内容及び条件並びに借受人が請求すべき故障、事故、盗難時の措置、違法駐車の場合の措置及び返還遅れとなる場合の措置等の重要事項について、貸渡前に明確かつ平易な表現で情報提供するように努めるものとします。

第44条(2) 借受人は、約款等の内容について理解するよう努めるものとします。

第44条(2) 借受人は、約款等を以下のいずれかの方法により借受人に対して示す。
① 当社の営業店舗において公衆の見やすいように掲示(ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含みます。)
② ウェブサイト等に見やすいように掲載
③ 書面(電子メール等の電子的方法を含みます。)の提示
また、当社の発行するパンフレット、料金表等により、約款等の概要を借受人に提供するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第45条(約款等の変更) 当社は、この約款等を変更することができます。約款等を変更する場合、当社は、当社のホームページに掲載するなど適切な方法で約款等を変更する旨、変更後の約款等の内容及びその効力発生時期を告知するものとし

第46条(合意管轄裁判所) この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴訟のいかににかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附 則

本約款は、2025 年 10 月 1 日から施行します。

